

兵庫県立病院コンプライアンス指針（概要版）



I コンプライアンス向上に努めていく意義・目的

1. 意義

安全・安心な医療サービスの提供及び健全な病院運営を着実に遂行するには、

- ・組織運営における公正な判断と運営を監視・統制する仕組みである「ガバナンス」
- ・組織の目標を達成するために必要な規則や仕組みを整備し適切に運用する「内部統制」
- ・法令や組織の規程のほか社会規範等を遵守する「コンプライアンス」

が重要である。

特に、「コンプライアンス」の推進については、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を徹底し、高い倫理観を持つことが不可欠である。

2. 目指す姿(目標)

職員一人ひとりの取組を進めるために本指針を定め、コンプライアンス向上に組織的に取り組むこととする。

また、これにより、県立病院が提供する医療の質の向上を実現し、下記の姿を目指す。

《目指す姿(目標)》

- ・県民から信頼される病院であること
- ・患者や家族から求められる病院であること
- ・職員が誇れる病院であること

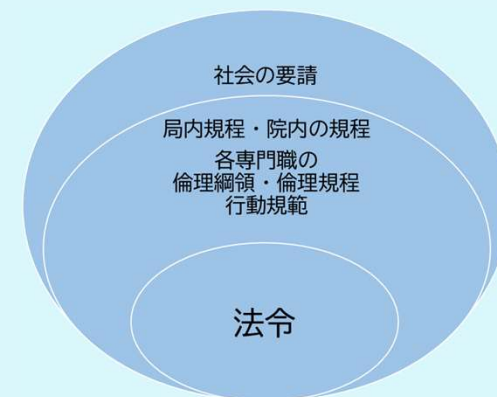
3. 本指針の構成

2に掲げる目標を達成するため、職員一人ひとりが日常業務を遂行する過程で行うべき判断及び行動のあり方について、全般的な共通事項として「職員の行動規範」を定める。

また、職員一人ひとりが行動規範を認識し実践しやすい環境づくりのため、本指針や関係規程等の周知や各所属におけるコンプライアンス向上の取組を進めるための「推進体制」を定める。

4. コンプライアンスの範囲

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と和訳されるが、公務員としてその職務について法令等を遵守することは当然のことであり、法令だけにとどまらず、局内規程や院内の規定の他、各専門職の倫理綱領・倫理規程・行動規範等、さらには、社会規範及びマナーも率先して遵守していくことが求められる。



Ⅱ 職員の行動規範における心構え・具体的な行動目標 **(医師版)**

1 法令等遵守と公平・公正な職務遂行



- 兵庫県職員としての自覚を持って職務を遂行する
- 自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように研鑽する
- 自己の責任と能力を的確に把握し、責任感を持って対象となる人々に平等に医療を提供する
- 公務中はもとより私用中であっても、公務員としての自覚を持って行動する
- 思いやりのある交通行動を心掛け、交通安全に積極的に取り組む
- 営利企業従事許可や謝金の受領等は適正な事務手続きを経ること

2 説明責任



- 説明の前に患者の病態・病状を把握し、十分な最新の医学的知識を備えておく
- 患者の人格を尊重し、優しい心で接するほか、科学的根拠に基づき平易な言葉で説明する
- 自分自身の診療行為については、患者・家族等が意思決定する権利を持つことを十分理解する
- 患者・家族等の同意を得た上で医療を提供し、説明と同意に関しては、内容を文書で保存する

3 個人情報保護と情報セキュリティ対策



- 患者等の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う
- 症例報告する場合は、患者個人が同定されないように処理を施したうえで、患者・家族等の同意を得る
- 電子媒体はPWロック対応(推奨)搭載のものを使用する
- 患者情報の入ったパソコンやUSBなどを上司・関係部署の許可なく職場外へ持ち出さない

4 適正な経理事務、資産の適正な管理・保全



- ・ 医薬品・医療機器・器具・補助用品等の管理を徹底し、使用時の安全確認と衛生確認を厳密に行う
- ・ 医薬品・医療機器等の導入にあたっては、事業者選定等で特定の事業者への利益誘導とならないよう適切に対応する

5 県民への誠実な対応



- ・ 一部に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱をしてはならず、常に公正な職務の執行に努める
- ・ 金品の贈与等を受けること等、県民・患者・家族等の疑惑や不信を招くような行為をしない
- ・ 県民・患者・家族等との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて患者主体の医療を提供する
- ・ 公務員としての品位を傷つけないよう身だしなみに留意する
- ・ 県民・患者・家族等からの要求等が、明らかに適正でないと考えられる場合には、県民・患者・家族等に十分に説明を行うとともに、誠実かつ毅然とした態度で対応する必要がある(いわゆるパシエント・ハラスメント等の場合、複数名で対応する)

6 相互尊重・チームワーク



- ・ 県民・患者・家族及びともに働く全ての人の人格・個性を互いに尊重しやすい環境を確保するように努める
- ・ 兵庫県病院局ハラスメント防止指針に定める「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」及び「妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント」はもちろんのこと、いかなるハラスメントも行わない
- ・ 職種や役職(上司・部下)を問わず、双方向で意見交換や議論を活発に行う

Ⅲ コンプライアンス推進体制

1 コンプライアンス推進体制

各病院長と病院局で構成する県立病院運営会議を県立病院コンプライアンス推進本部として位置づけ、コンプライアンス全般に係る問題について協議し、県立病院全体のコンプライアンス意識の向上に取り組む。

2 コンプライアンス向上のための取組

★指針等の周知

各種会議やシステムを活用し、指針等を周知する。

- ・各病院電子カルテシステム
- ・SharePoint掲示板（病院総務課掲示板）



★研修

院内研修、職種別研修及び知事部局主催研修などを活用しコンプライアンス意識を高める。



★相談・通報受付窓口

種 類		窓 口
問 合 せ	サービス全般	各病院総務課・給与管理課
	経理全般	各病院経理課
相 談	ハラスメント	各病院総務課
	職場の悩み ・生活の悩み	職場相談・健康相談窓口
通 報	公益通報受付	



★適正な経理事務の推進

下記の取組を通じ、経理事務誤りの防止に努める。

- ・監査指摘事項の共有
- ・各所属毎に毎年度内部管理重点項目の作成



★労務管理の適正化

長時間労働の是正等は下記の取組などにて進める。

- ・医師の働き方改革プロジェクトチームの報告を踏まえた取組
- ・病院局安全衛生協議会及び各病院の衛生委員会

★表彰

「職全体の信用を高める行為があった職員」等、コンプライアンス意識向上の取組を進めた個人と所属を積極的に表彰する。



3 違反者に対する措置

「兵庫県病院局懲戒処分指針」に基づき、該当事案が生じた場合は、適切に対処する。

懲戒処分区分			
免 職	停 職	減 給	戒 告

※これらの懲戒処分のほかに、将来を戒める事実上の措置として、考査規程に基づく、「訓告・嚴重注意・所属長注意」等がある。

